

令和2年 職員の給与等に関する報告（意見）に当たって（談話）

令和2年11月12日
埼玉県人事委員会
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与及び人事管理に関する報告を行いました。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、職員の皆様が県民の安心・安全の確保のため、日々全力で職務を遂行されていることにつきまして、改めて心からの敬意を表します。

本委員会では、本年の人事委員会勧告について、例年実施している民間給与に関する調査の実施時期が新型コロナウイルス感染拡大の影響により遅れたことや、人事院が特別給について先行して勧告したこと等を踏まえ、職員の特別給について、先行して10月22日に報告及び勧告をいたしました。本日の報告と合わせて、例年の基本的な事項に係る報告及び勧告となります。

月例給等の調査対象となった民間事業所の格別の御理解と御協力を得て、民間給与の月例給等に関する調査を、特別給調査後の8月17日から9月30日まで実施しました。

そして、本委員会では、職員及び県内の民間企業の従業員の4月の月例給の実態を精緻に調査し、検討を行いました。その結果、おおむね民間と均衡していることから、月例給の改定を行わないことといたしました。

人事管理に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大が、職員の働き方をはじめ業務の遂行方法全般にこれまでにない大きな影響を与えている状況等を踏まえ、「新しい生活様式」に応じた多様な働き方のほか、総実勤務時間の縮減やハラスメント防止、人材の確保、育成及び活用や女性の活躍しやすい環境づくり等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策業務等に全力で遂行されている中ではありますが、引き続き高い倫理観と使命感を持って、県民の期待と負託に応えていただくよう希望いたします。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本報告に述べた内容について、適切に対応くださるようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。